② 以下のいずれかの実績（設計企業が設計共同企業体の場合は、代表者について１件以上）を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成27年４月１日以降本件の公告日までに完了し、引渡し済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。
・道路における電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務
・道路における電線共同溝の実施（詳細）設計業務

③ 以下に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。
ア 以下のいずれかの資格を有すること。
ａ 技術士（総合技術監理部門：建設―道路、建設部門：道路）
ｂ 国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）
イ 以下のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成22年４月１日以降本件の公告日までに完了し、引渡し済みの業務のうち、以下に示す「同種業務」（元請として実施した業務。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）において１件以上（設計共同企業体の場合は、代表者について１件以上とする。）の実績を有する者とする。
・道路における電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務
・道路における電線共同溝の実施（詳細）設計業務
ウ 配置予定管理技術者については、第一次審査資料の提出期限日以前３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。
エ 上記アからウまでについて確認できる書類を添付すること。添付がされない場合は、入札に参加できないことがある。

④ 上記②、③のイの実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも開発建設部関係事務所を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した業務に係る実績である場合にあっては、業務評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

⑷ 工事企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸②に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、以下の①から③までの全ての要件を満たさなければならない。ただし、本施設の所有権移転業務のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせばよいものとする。また、調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、以下の②の要件又は２⑶に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせばよいものとする。

① 中国地方整備局における令和７・８年度「アスファルト舗装工事」又は「一般土木工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること。

② 平成22年４月１日以降本件の申請書提出期限日までに元請として完成・引渡しが完了した、以下の同種工事を施工した実績を有すること。又は平成22年４月１日以降本件の申請書提出期限日までに元請として完成・引渡しが完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が以下の同種工事の施工実績を有していること。又は平成22年４月１日以降本件の申請書提出期限日までに完成・引渡しが完了した中国地方整備局発注工事の協力企業表彰（令和２年度以前は下請企業表彰とする。）を受けた企業で、協力企業表彰の対象となった工事が以下の同種工事の施工実績を有していること。
同種工事とは、以下の要件を満たす工事とする。
・供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事
共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上（地域維持型ＪＶの構成員としての実績は出資比率が10％以上とする。）であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
事業協同組合及び協業組合にあっては、当該組合施工の場合に限る。
経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。
なお、当該施工実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係るものにあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。
また、当該施工実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」（以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録を義務付けている場合（500万円未満の工事は除く。）は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

③ 以下に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置できること。ただし、専任の要否は関係法令による。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。
ア １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、以下の者をいう。
ａ １級建設機械施工技士の資格を有する者
ｂ 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者
ｃ これらと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者
なお、主任技術者の場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号イ、ロ又はハに示す資格を有する者でなければならない。（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第７条の３及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）
イ 平成22年４月１日以降本件の申請書提出期限日までに、元請として完成・引渡しが完了した、以下の同種工事の実績を有する者であること。又は平成22年４月１日以降本件の申請書提出期限日までに元請として完成・引渡しが完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事で同種工事の施工実績を有していること。又は平成22年４月１日以降本件の申請書提出期限日までに完成・引渡しが完了した中国地方整備局発注工事で協力企業表彰（令和２年度以前は下請企業表彰とする。）の対象となった工事において、主任技術者で従事していた者であり、かつ協力企業表彰の対象となった工事が以下の同種工事の施工実績を有していること。
なお、平成22年４月１日以降本件の申請書提出期限日までに産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）、介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工実績として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出すること。
同種工事とは、以下の要件を満たす工事とする。
・供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事
共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上（地域維持型ＪＶの構成員としての実績は出資比率が10％以上とする。）であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。